

しょう じ しゃ
障がい(児)者の
ふくしがいど
福祉ガイド

なんようしふくしじむしょ
南陽市福祉事務所

令和5年度版

目次

サービス一覧

相談窓口.....	1 ~ 4
手 帳.....	5 ~ 7
年金・手当.....	8 ~11
医療制度.....	12~15
日常生活.....	16~19
税の軽減.....	20~24
交 通.....	25~31

障害者手帳所持者が受けられるサービス

		身体障害者手帳						精神障害者保健福祉手帳			療育手帳	
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	A	B
年金	心身扶養共済制度	○	○	○	△	△	△	△	△	△	○	○
医療制度	後期高齢者医療制度(65~74歳)	○	○	○	△			○	○		○	
	重度心身障害者医療制度	○	○					○			○	
日常生活	紙おむつの支給(3~64歳)	○	○								○	
	身体障がい者等用駐車施設利用証交付	○	○	△	△	△	△				○	
	駐車禁止除外指定車標章の交付	○	△	△	△			○			○	
税等の軽減	自動車(軽自動車)税の減免	○	○	○	△	△	△	○			○	
	所得税・住民税・相続税の控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	贈与税の非課税	○	○					○			○	
	NHK放送受信料の免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	携帯電話基本使用料の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
交通	JR等鉄道運賃の割引	○	○	○	○	○	○				○	○
	JR障害者割引(ジパングクラブ)	○	○	○	○	○	○					
	フラワー長井線の乗車券	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	航空運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	有料道路の通行料金割引	○	○	○	○	○	○				○	
	バス運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	タクシー運賃割引	○	○	○	○	○	○				○	○
福祉ハイヤー券	○	△	△				○			○		

○…該当、△…条件によっては該当



そ う だ ん ま ど ぐ ち

相 談 窓 口

なんようし ふくしじむしょ しゃくしょ かい
南陽市 福祉事務所(市役所1階)

でんわ 電話 40 - 3211(代表)

ファックス FAX 40 - 3387

① 障がい福祉担当 : 電話 27 - 1850 (直通)

② 障がい児支援担当 : 電話 40 - 1689 (直通)

【業務内容】

- ① 障がい福祉担当では…
 - ・主に 18 歳以上の障がいのある方の総合的な相談
 - ・障害者手帳について
 - ・障害者総合支援法 障害福祉サービスについて など
 - ② 障がい児支援担当では…
 - ・障がいのある子ども(主に 18 歳未満の方)と親の総合的な相談
 - ・児童福祉法 通所支援サービスについて など
- ※「障がい」と認定されていない場合でもお気軽にご相談ください

していそうだんしえんじぎょうしょ 指定相談支援事業所

- 障がい者相談支援センター 南陽の里
電話:59 - 1030 場所:南陽市宮内1204-3
- 障害者生活支援センター いちよう
電話:47 - 3456 場所:南陽市宮内1266-1
- ライフサポート とまり木
電話:40 - 4055 場所:南陽市栲塚926-2

- 【業務内容】
- ・地域で生活する障がいのある方の生活全般に関わる様々な相談
 - ・さまざまな福祉サービスの利用援助や情報提供

しんたいしょう しゃ
身体障がい者

ちてきしょう しゃ
知的障がい者

こうせいそうだんじょ
更生相談所

電話:(023)627 - 1197(身体障がい)

(023)627 - 1364(知的障がい)

場所:山形市十日町 1-6-6(福祉相談センター内)

【業務内容】・身体障がい者、知的障がい者の援護に必要な専門的判定
(障害者手帳や補装具の判定など)

せいしんほけんふくし
精神保健福祉センター

電話:(023)624 - 1217

場所:山形市小白川町 2-3-30

【業務内容】・精神保健福祉全般に関する相談
・自立支援医療(精神通院医療)、精神障害者保健福祉手帳の判定
・酒害や薬物問題の相談
・ひきこもりに関する相談
・思春期精神保健に関する相談
※所内での面接相談(予約制)や電話相談を実施

おきたまほけんじょ ちいきほけんふくしか
置賜保健所 地域保健福祉課

電話:22 - 3015(精神保健福祉担当)

おきたまほけんじょ こ かにていしえんか
置賜保健所 子ども家庭支援課

電話:22 - 3205(難病担当)

場所:米沢市金池 7-1-50

【業務内容】・精神保健福祉全般に関する相談
・難病医療福祉に関する相談

やまがたけんなんびょうそうだんしえん
山形県難病相談支援センター

電話:(023)631 - 6061

場所:山形市小白川町 2-3-30(山形県小白川庁舎内)

【業務内容】・難病に関する相談や情報提供 ・療養生活の支援

じどうそうだんじょ
児童相談所

- やまがたけんちゅうおうじどうそうだんじょ
山形県中央児童相談所

電話:(023)627 - 1195

場所:山形市十日町 1-6-6(福祉相談センター内)

- ちゅうおうじどうそうだんじょ おきたまちゆうざい
中央児童相談所 置賜駐在

電話:26 - 6032

場所:米沢市金池 7-1-50(置賜総合支庁内)

- 【業務内容】・児童虐待や家庭で養育が困難な養護に関する相談
・18歳未満の児童を対象にことばなどの発達や知的障がいに関する相談
・盗みや乱暴などの非行、育児やしつけ、不登校などの相談

やまがたけんはったつしょう しゃしえん
山形県発達障がい者支援センター

電話:(023)673 - 3314

場所:上山市河崎 3-7-1(山形県立こども医療療育センター内)

- 【業務内容】・発達障がいを有する方やそのご家族の相談支援
・発達支援、就労支援 など

やまがたけんいりょうてき じどうしえん
山形県医療的ケア児等支援センター

電話:(023)628 - 5533

メール:mccsc-yamagata@mws1.id.yamagata-u.ac.jp

場所:山形市飯田西2丁目2-2(山形大学医学部附属病院内)

- 【業務内容】・県内の医療的ケア児・者と家族、その支援に関わる方からの相談受付
・不安や困りごとへの相談支援、人材育成支援、情報集約・調査・共有

なんようししゃかいふくしきょうぎかい
南陽市社会福祉協議会

電話:43 - 5888

場所:南陽市赤湯215-2(南陽市健康長寿センター内)

- 【業務内容】・地域住民の福祉に対する理解と関心を深めるための普及活動
・生活福祉資金の貸付
・障がい者、高齢者、児童、母子、父子福祉に関する事業
・福祉サービス利用援助事業 など

おきたましようがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん
サポートセンターおきたま(置賜障害者就業・生活支援センター)

電話:(0238)88 - 5357

場所:長井市高野町二丁目3—1

【業務内容】・障がい者の働くこと、働きながら生活していくための相談、助言
・職場実習のあっせん、就職後の職場定着の支援

なんようしはったつしえんしつ
南陽市発達支援室

問い合わせ:福祉課 発達支援室

電話:(0238)40 - 8214

【業務内容】・主に青年期の発達等に不安を抱える方やその保護者への相談、支援
・公認心理師等による専門的相談窓口の開設

みんせいいいん じどういいん
民生委員・児童委員

問合せ:福祉課 地域福祉係

電話:40 - 1639

【活動内容】・社会奉仕の精神をもとに、住民の立場に立った相談、助言
・総合的な福祉の推進、向上のための支援

なんようしんたいしやう しゃふくしきやうかい
南陽市身体障がい者福祉協会(すみれ会)

電話:43 - 5888

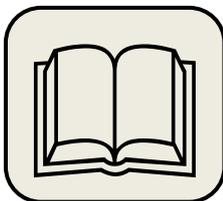
場所:南陽市赤湯215-2(南陽市健康長寿センター内)

【活動内容】・障がい者の自立と社会参加をめざしての活動
・障がいのある/なしに関わらない地域での交流活動の推進
・地域福祉団体等との交流活動の推進

*障害者相談員が相談、助言に応じています。
上記にお問い合わせください。



ブログ QR コード



て ち ょ う 手 帳

shintai shougai ishate chyou 身体障害者手帳

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係
電 話:27 - 1850

身体に障がいのある方が福祉サービスを受けるために必要な手帳です
障がいの種類や程度により1級から6級までの手帳が交付されます

申請に必要なもの

- 申請書
 - 指定医の診断書
 - 写真 1 枚 … 縦4cm×横3cm、脱帽、上半身で撮影一年以内、ポラロイド不可、デジタルカメラは光沢紙等の写真用紙に印刷されたもの
 - 個人番号(マイナンバー)の確認書類
- } 用紙は福祉課にあります

程度の変更、障がい名の追加

障がいの程度が変わった時や新たに障がいが生じた時は、①、又は②の手続きが必要です

①指定医の診断書での申請 … 上記の「申請に必要なもの」をそろえて福祉課で申請

②巡回相談での申請 … 毎年、米沢市等の会場での無料診察(※注)

※注:対象は肢体不自由・聴覚のみ。

肢体不自由の場合は原則新規申請不可で、程度変更のみが対象

住居地や氏名等の変更

手帳を持参のうえ、福祉課で変更届出をしてください

なお、市外に転出される場合は、転出先にて届出をしてください

手帳の返還

死亡等の理由で手帳を使用しなくなった場合は、手帳の返還が必要です

手帳を持参のうえ、福祉課にて返還届出をしてください

級	障 が い 名															
	視覚	聴覚	平衡機能	音声・言語・そしゃく機能	肢体不自由					心臓機能	じん臓機能	呼吸器機能	ぼうこう又は直腸機能	小腸機能	肝臓機能	免疫機能
					上肢	下肢	体幹	乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能								
							上肢機能	移動機能								
1	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○			○	○	○	○	○						○	○
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	○		○		○	○	○	○	○							
6	○	○			○	○		○	○							

りょういくてちょう
療育手帳

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係
電 話:27 - 1850

知的障がいの方に一貫した指導・相談を行うとともに、当該者が各種の援護を受けやすくするための手帳です

障がいの程度に応じて「A(重度)」または「B(それ以外)」の手帳が交付されます

申請に必要なもの

- 申請書
 - 個人票、世帯票
 - 同意書 ※
 - 写真 1 枚 … 縦4cm×横3cm、脱帽、上半身で撮影一年以内、ポラロイド不可、デジタルカメラは光沢紙等の写真用紙に印刷されたもの
 - 印 鑑
- 用紙は福祉課にあります
※ 同意書は18歳以上の場合のみ必要

なお、申請後は下記の判定機関で程度の判定を受けます

【判定機関】18歳未満 → 中央児童相談所
18歳以上 → 知的障がい者更生相談所

} 2、3 ページ
参照

程度確認

手帳交付後も一定期間毎に程度を確認する判定を受けなければなりません

	対 象	再判定時期
知的障がい児	1 就学前の児童及び学齢以上の児童で、障がい程度の変更が予想される児童	2 年後
	2 上記以外の児童	5 年後
知的障がい者	1 18 歳以上の者で、障がい程度の変更が予想される者	5 年後
	2 上記以外の者	無期又は必要と考えられる年数

住居地や氏名等の変更

手帳と印鑑を持参のうえ、福祉課で変更届出をしてください

なお、市外に転出される場合は、転出先にて届出をしてください

手帳の返還

死亡等の理由で手帳を使用しなくなった場合は、手帳の返還が必要です

手帳と印鑑を持参のうえ、福祉課で返還届出をしてください

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係

電 話:27 - 1850

精神障がいのある方が各種の援護を受けやすくするための手帳です
精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付され、
障がいの程度に応じて1級から3級までの手帳が交付されます

申請に必要なもの ※①または②の申請の場合でも、個人番号の確認書類が必要です。

申請は、下記の①または②の方法で手続きして下さい

① 医師の診断書を添付する方法

- 申請書
- 医師の診断書 ※
- 写真 1枚(※注1)…縦4cm×横3cm、脱帽、上半身で撮影一年以内、
ポラロイド不可、デジタルカメラは光沢紙等の写真用紙に印刷されたもの
- 印鑑

} 用紙は福祉課にあります
※初診日から6か月以上経過した時点のもの

② 障害年金証書等の写しを添付する方法

- 申請書
- 同意書
- 精神障がいを支給事由とする年金給付を受けていることの証明書類の写し
(次のどちらか)

ア. 年金証書または直近の年金振込(支払)通知書の写し

イ. 特別障害給付金受給資格者証または直近の国庫金振込(送金)通知書の写し

- 写真 1枚(※注1)…縦4cm×横3cm、脱帽、上半身で撮影一年以内、
ポラロイド不可、デジタルカメラは光沢紙等の写真用紙に印刷されたもの
- 印鑑

(※注1)写真は、写真付きの手帳の交付を希望される方のみ準備してください。

更新申請

手帳の有効期限は2年となっていますので、更新する場合は手続きが必要です
上記と同様に①、又は②の方法で、有効期限の概ね3か月前から手続き可能です

住居地や氏名等の変更

手帳と印鑑を持参のうえ、福祉課で変更届出をしてください
なお、市外に転出される場合は、転出先にて届出をしてください

手帳の返還

死亡等の理由で手帳を使用しなくなった場合は、手帳の返還が必要です
手帳と印鑑を持参のうえ、福祉課で返還届出をしてください



ねんきん てあて
年金・手当

しょうがい き そ ねんきん こくみんねんきん
障害基礎年金(国民年金)

問合せ 及び 申請先:市民課 市民係(1階1番窓口)

電 話:40 - 8254

国民年金加入中に、病気やケガで障害等級に該当する状態になったとき、要件を満たせば受給できる年金です

申請に必要なもの

請求の方法や内容により異なりますので、市民課でご相談ください

受 給 要 件

●次のA B Cのすべてに該当すること

A 障がいの原因となった病気やけがの初診日(※1)が次のいずれかの間にあること

- ・国民年金加入期間
 - ・20歳前または60歳以上65歳未満の年金未加入期間
- 注)老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます

B 障がいの原因となった病気やけがによる障がいの程度が、障がい認定日(※2)または20歳に達したときに、障害基礎年金の障害認定基準に該当すること

C 保険料の納付要件(※3)を満たしていること

注)20歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要です

※1初診日:障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

※2障がい認定日:障がいの程度を定める日のことで、その障がいの原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6か月経過した日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日

※3 納付要件:初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること

注)特例もありますので、市民課窓口にてご相談ください

しょうがいこうせいねんきん こうせいねんきん
障害厚生年金(厚生年金)

問合せ 及び 申請先:米沢年金事務所

電 話:22 - 4220

厚生年金加入中に、病気やケガで障害等級に該当する状態になったとき、要件を満たせば受給できる年金です

申請に必要なもの

請求の方法や内容により異なりますので、米沢年金事務所でご相談ください

受 給 要 件

●次のA B Cのすべてに該当すること

A 厚生年金保険の被保険者である間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日があること

B 障がいの原因となった病気やけがによる障がいの程度が、障がい認定日に障害厚生年金の障害認定基準に該当すること

C 保険料の納付要件を満たしていること

※ 各種基礎年金との併給については、年金事務所にお問い合わせ下さい

しょうがいてあてきん いちじきん
障害手当金(一時金)

問合せ 及び 申請先:米沢年金事務所

電 話:22 - 4220

障がいの程度が軽く、厚生年金法で定める障がいの程度表に該当しない場合に支給される一時金です

受 給 要 件

●次のA B Cのすべてに該当すること

A 厚生年金保険の被保険者である間に、初診日があること

B 障がいの原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り(症状が固定し)、その治った日に障害厚生年金を受けるよりも軽い状態であって、障害手当金の認定基準に該当すること

C 保険料の納付要件を満たしていること

とくべつしょうがいしゃてあて
特別障害者手当

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係
電 話:27 - 1850

20歳以上で、精神、又は身体に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方に支給されます

支給制限 次の事項に該当するときは支給されません

- 一定以上の所得のある場合
- 福祉施設等に入所している場合
- 病院等に3か月以上入院している場合

しょうがいじふくしてあて
障害児福祉手当

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係
電 話:27 - 1850

20歳未満で、精神、又は身体に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護を必要とする状態にある児童に支給されます

支給制限 次の事項に該当するときは支給されません

- 一定以上の所得のある場合
- 児童が福祉施設等に入所している場合
- 児童が障がいを理由とする年金を受けている場合

とくべつじどうふようてあて
特別児童扶養手当

問合せ 及び 申請先:すこやか子育て課 子ども家庭係
電 話:40 - 1689

心身に重度の障がいのある20歳未満の児童を、在宅で養育している保護者に支給されます

支給制限 次の事項に該当するときは支給されません

- 一定以上の所得のある場合
- 福祉施設等に入所している場合

しんしんしょう しゃふようきょうさいせいど
心身障がい者扶養共済制度

問合せ 及び 申請先:山形県健康福祉部障がい福祉課
電 話:023 - 630 - 2148

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を収めることにより、保護者に万が一のこと(死亡・重度障害)があった場合に、残された障がい(児)者に対して終身一定額の年金を支給します(掛金は加入時の年齢により異なります)

加入要件 山形県内に住所があり、心身障がい(児)者※を扶養している

65歳未満の健康な保護者

※障がい(児)者の範囲…(1)知的障がい

(2)身体障害者手帳 1～3 級までに該当する障がい

(3)身体または精神に永続的な障がいのある方で、その障がいの程度が(1)または(2)と同程度と認められる方

じどうふようてあて
児童扶養手当

問合せ 及び 申請先:すこやか子育て課 子ども家庭係
電 話:40 - 1689

父又は母の死亡や離別、生死不明の場合や、父又は母が重度の障がいを有している場合、その児童を養育している方に支給されます。ご相談ください。

※ 児童とは18歳になった年度末までですが、障がいがある児童の場合は20歳未満となります

注 意 点 障害の状態や年金の受給状況などによって、該当しない場合があります。



い り ょ う せ い ど 医療制度

じりつしえんいりょう

自立支援医療(①精神通院医療 ②更生医療 ③育成医療)

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係

電 話:27 - 1850

障がいの種類や程度に応じて、その障がいを軽くしたり、取り除いたりするための医療について原則1割負担(世帯の市民税の課税状況や本人の収入に応じて負担上限あり)で必要な治療等を受けられます

指定医療機関にかかった場合のみ適用され、所得の多い世帯では、適用外になる場合もありますのでご注意ください

申請して自立支援医療の該当となる方には、受給者証が交付されます

せいしんつういんいりょう

① 精神通院医療

精神障がい(統合失調症、躁うつ病、うつ病、認知症、てんかん等)の治療上必要と認められる医療が対象です。医療機関でご相談の上、申請ください

有効期間は最長1年間で、有効期限の3か月前から再認定の手続きが可能です

申請に必要なもの

- 申請書
 - 閲覧承諾書
 - 医師の診断書
 - 印鑑
 - 健康保険証 … コピーでも可
 - 個人番号(マイナンバー)の確認書類…同一保険加入者分
 - 受給している年金額が分かるもの(年金振込通知書、振込がある通帳等の写し)
- ※障害年金や遺族年金を受給されている方のみ

} 用紙は福祉課にあります

医療機関、薬局、保険証、居住地等の変更

受給者証の記載事項に変更があるときは、受給者証、保険証、印鑑を持参の上福祉課で届出をしてください

② こうせいりりょう 更生医療

身体障害者手帳を所持している18歳以上の方で、手術などにより、障がい改善又は、機能の維持が保たれる見込みがある場合、その医療費の一部が助成されます

対象となる治療例 ペースメーカーの植え込み、人工透析、腎移植、肝移植
人工関節置換術、抗免疫療法 など

申請に必要なもの

- 申請書
- 閲覧承諾書
- 意見書、明細書
- 印鑑
- 健康保険証 … コピーでも可
- 個人番号(マイナンバー)の確認書類…同一保険加入者分
- 特定疾病療養受領証(コピー可) ※人工透析をされている方のみ
- 受給している年金額が分かるもの(年金振込通知書、振込がある通帳等の写し)
※障害年金や遺族年金を受給されている方のみ

用紙は福祉課にあります

治療内容、医療機関、薬局、保険証、居住地等の変更

受給者証の記載事項に変更があるときは、受給者証、保険証、印鑑を持参の上福祉課で届出をしてください。ただし、治療内容、又は、医療機関の変更がある場合は、意見書と明細書の添付が必要です

③ いくせいりりょう 育成医療

身体に障がいがある18歳未満の児童で、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりするための手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される場合、その医療費の一部が助成されます ※身体障害者手帳の有無は問いません

申請に必要なもの

- 申請書
- 閲覧承諾書
- 意見書
- 印鑑
- 健康保険証 … 対象児童と児童を扶養している方のもの。コピーでも可
- 個人番号(マイナンバー)の確認書類…同一保険加入者分

用紙は福祉課にあります

治療内容、医療機関、薬局、保険証、居住地等の変更

受給者証の記載事項に変更があるときは、受給者証、保険証、印鑑を持参の上福祉課で届出をしてください。ただし、治療内容、又は、医療機関の変更がある場合は、意見書の添付が必要です

こうきこうれいしゃいりょう
後期高齢者医療

問合せ 及び 申請先:すこやか子育て課 国保医療係

電 話:40 - 1692

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入します。ただし、65歳以上75歳未満で
下記に該当する方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

対 象 者 次のいずれかに該当する場合

- 身体障害者手帳1～3級・4級の一部(総合等級) ● 療育手帳A
- 精神障害者保健福祉手帳1、2級 ● 障害基礎年金1、2級受給中

じゅうどしんしんしょう じ しゃいりょう
重度心身障がい(児)者医療

問合せ 及び 申請先:すこやか子育て課 国保医療係

電 話:40 - 1692

重度障がいを持つ方の医療費の自己負担分(保険適用に限る)が軽減されます

対 象 者 次のいずれかに該当する場合

- 身体障害者手帳1、2級(総合等級) ● 療育手帳A
- 精神保健福祉手帳1級 ● 公的障害年金1級受給中
- 身体障害者手帳3級、かつ、療育手帳B
- 特別児童扶養手当1級程度、及び、特別障害者手当受給中程度

内 容 世帯の課税状況や所得に応じて、次のように分類されます

- ① 一部負担金有:自己負担か1割あり
- ② 一部負担金無:自己負担がなし
- ③ 非該当(生活保護世帯を含む)

なんびょういりょうひしえんせいど
難病医療費支援制度

問合せ及び申請先:置賜保健所 子ども家庭支援課

電 話:22 - 3205

この制度は、原因が不明で効果的な治療法が確立されていない疾患にかかり、長期の療養が必要となった方の医療費助成と、疾患の治療研究の推進を目的とした制度です。

【 対 象 疾 病 】

対象疾病は国が定めた疾病です。

疾病ごとに認定の基準がありますので、認定基準を主治医の先生にご確認いただき、申請についてご相談ください。

認定の基準は、厚生労働省のホームページでご覧いただけます。



にちじょうせいかつ 日常生活

ほそうぐ 補装具

問合せ 及び 申請先：福祉課 障がい福祉係

電 話:27 - 1850

身体障害者手帳所持者や難病の方が、職業や日常生活の利便を図るために必要な補装具の交付、修理をします。購入する前に手続きが必要ですので、まずにご相談ください

対象となる主な補装具

- 義肢 ○装具 ○車椅子 ○補聴器 ○座位保持装置 ○人工内耳 ○義眼
 - 視覚障害者安全つえ ○意思伝達装置 ○歩行器
- 詳細はお問い合わせください

対象者 ● 身体障害者手帳を所持する方 ● 厚生労働省指定の難病の方

- 申請に必要なもの**
- 申請書 … 用紙は福祉課にあります
 - 個人番号(マイナンバー)の分かる書類(本人と配偶者分)
※障がい児の場合は、世帯員全員分
 - 身体障害者手帳、又は、難病等に罹患していることがわかる
証明書(診断書や特定疾患医療受給者証等)
 - 印 鑑 ● 見積書 ● 意見書

費用負担 原則1割負担

(世帯の市民税課税状況や本人の収入に応じて負担上限があります)

注意点 ●介護保険該当者(65歳以上、40～64歳で特定疾病の方)の方で、介護保険での貸与可能な種目(既製品の車いす、歩行器、歩行補助杖など)については、介護保険で利用していただくことになります

●補聴器、装具、車いす等は巡回相談での申請・判定も可能です

※巡回相談については、5 ページの**程度の変更、障がい名の追加**の②を参照ください

にちじょうせいかつようぐ

日常生活用具

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係
電 話:27 - 1850

在宅の重度心身障がい者や難病の方の日常生活を容易にしたり、介護者の負担を軽減するために、用具を給付します。購入する前に手続きが必要ですので、まずはご相談ください

対象となる主な日常生活用具

○特殊寝台 ○入浴補助用具 ○移動支援用具(手すり、スロープ) ○火災報知器
○電気式たん吸引機 ○拡大読書器 ○ストマ装具 詳細はお問い合わせください

対象者 ● 身体障害者手帳を所持する方 ● 厚生労働省指定の難病の方 等

申請に必要なもの ● 申請書 … 用紙は福祉課にあります

- 該当する障がいがかかる手帳、又は、難病等に罹患していることがわかる証明書(診断書や特定疾患医療受給者証等)
- 印 鑑
- 見積書

費用負担 原則1割負担

注意点 ○各用具毎に基準額が定められています

業者からの見積額が基準額を超えた場合、差額分は全額利用者負担となります

○介護保険該当者(65歳以上、40～64歳で特定疾病の方)の方で、介護保険と共通する種目については、介護保険で利用していただくこととなります

○「ストマ用装具」(消化器系・泌尿器系)については、通常は 9 月と 3 月が継続申請月です。継続して必要な方はお忘れにならないようご注意ください

住宅改修費給付事業

在宅の重度身体障がい者(児)が、住宅で生活を送る上で困難となっているところを改善する事業です。事前の申請により必要性が認められると、住宅改修費が給付されます。まずはご相談ください。

対象工事 手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止や移動の円滑化のための床面の材料変更、引き戸等の扉の取り換え、洋式便座等への取り換え 等

対象者 下肢、体幹または乳幼児期以前の脳病変による移動機能障害を有する、障害等級3級以上の学齢児以上の方 (介護保険該当者は、介護保険で適用)

くるま むりょうかしだし
車いすの無料貸出

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係

電 話:27 - 1850

急なケガや旅行などのために一時的に車いすが必要となった方に車いすを貸し出します

貸出期間 最長2週間程度

利用方法 申請書の記入が必要です ※申請の際は、印鑑をご持参ください。

なお、台数に限りがありますので、上記まで事前にお問い合わせください

GW・盆正月や行楽シーズン等は、先着順での貸出しとなりますのでご了承ください

じんこうとうせきかんじゃ つういんひじよせい
人工透析患者の通院費助成

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係

電 話:27 - 1850

じん臓機能障がい者が人工透析療法を受けるために、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成します

対象者 身体障害者手帳(じん臓機能障がい)を有し、本人及び生計中心者の所得税が非課税の方※ 生活保護受給中の方は除く

申請方法 半期ごと(前期4～9月分、後期10月～翌年3月分)の助成になります。

前回給付決定があった方、新規に希望される方へ9月頃(前期分)と3月頃(後期分)に申請書を郵送します。

申請書が届いて、対象者要件に当てはまり、希望される方は、案内をもとに手続きしてください。

助成額 実際にかかった交通費と、下記の基準月額の低い方が助成額となります。

<交通費の計算は、申請書の記述をもとに、自家用車使用の場合は 1 kmあたり15円、鉄道やバスなど公共交通機関を利用した場合はその運賃の額で計算します>

通院距離(往復)	基準月額
15km未満	1,500円
15km以上30km未満	2,000円
30km以上	3,000円

ざいたくさんそりょうほうしゃしえんじぎょう
在宅酸素療法者支援事業

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係

電 話:27 - 1850

内 容 在宅酸素療法を行っている呼吸器機能障がい者に対し、その酸素供給装置の使用に係る電気代の一部を助成します

対 象 者 ①と②の両方に該当する方

① 医師の処方に基づいて在宅酸素療法を行っている方

② 呼吸器機能障がい3、4級(個別等級)

※ ただし、下記の方は対象外です。

- 身体障害者手帳1、2級(総合等級)
- 療育手帳A ● 精神障害者保健福祉手帳1級
- その他医療制度による助成を受けられる方

支 給 額 月額1,600円

利用方法 福祉課障がい福祉係までお問い合わせください

かみ けん こうふ
紙おむつ券の交付

問合せ 及び 申請先:福祉課障がい福祉係

電 話:27 - 1850

内 容 市内の指定店から紙おむつを購入することができる券を交付します

対 象 者 ①と②の両方に該当する方

①3歳以上65歳未満の在宅の障がい者で、身体障害者手帳1級、2級、

又は療育手帳Aを所持し、日常生活に常時介助を必要とする方

②世帯員の合計所得が600万円未満の世帯に属する方

※ 生活保護受給者や、障がい者支援施設等に入所、入院している方は対象にはなりません

申請方法 印鑑と各手帳をご持参の上、福祉課障がい福祉係にて手続きしてください



ぜいとう けいげん 税等の軽減

しよとくぜい しょうがいしゃこうじよ 所得税の障害者控除

問合せ:米沢税務署

電話:22 - 6320

※ 就労している方は、勤務先の給与担当に確認していただいても結構です

内 容 税務署か勤務先に申告すると所得税が軽減されます

対象者 ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方
・ 上記の方を扶養している方

じゅうみんぜい しょうがいしゃこうじよ 住民税の障害者控除

問合せ 及び 申告先:税務課 市民税係

電話:40 - 0258

内 容 市役所税務課に申告すると住民税が軽減される場合があります。

※ 所得税の確定申告をした方、給与所得者で勤務先にて年末調整をされた方は申告の必要はありません。

対象者 ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方
・ 上記の方を扶養している方

そうぞくぜい けいげん 相続税の軽減

問合せ:米沢税務署

電話:22 - 6320

内 容 障がい者が相続する場合、税の軽減を受けられます

対象者 身体障害者手帳、療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方

けいじどうしゃぜい しゅべつわり じどうしゃぜい しゅべつわり げんめん
軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)の減免

(軽自動車税(種別割)については) 問合せ:税務課 市民税係
 電話:40 - 0258

(自動車税(種別割)については) 問合せ:置賜総合支庁 税務課
 電話:26 - 6014

内 容 一定の要件に該当する障がいのある方が所有する自動車等は、申請により
 軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)の減免を受けることができます

対 象 者 次の ア)、イ)、ウ)のいずれかに該当する方

ア)身体障害者手帳

障がいの区分	障がいの級別		
	本人運転の場合	家族運転・介護者運転の場合※	
視覚障がい	4級1号まで (4級1号…両眼の視力の和が 0.09以上0.12以下の方)	本人運転に同じ	
聴覚障がい	3級まで	本人運転に同じ	
平衡機能障がい	3級まで	本人運転に同じ	
音声機能障がい (こう頭摘出による音声機能障がいがある 場合に限る)	3級まで	該当なし	
肢体不自由	上肢	2級の2まで (2級の2…2級のうち 両上肢障がいの方)	本人運転に同じ
	下肢	6級まで	3級1号まで (3級1号…3級のうち 両下肢障がいの方)
	体幹	5級まで	3級まで
脳原性運動機能障がい	上肢	2級両上肢まで	本人運転に同じ
	移動	6級まで	3級両下肢まで
内部機能障がい・免疫機能障がい	3級まで	本人運転に同じ	

イ)療育手帳 A ウ)精神障害者保健福祉手帳1級

※ イ)、ウ)については、家族運転・介護者運転の場合のみ

該当要件 障がいのある方ひとりにつき1台が対象です

○障がいのある方ご本人名義の自動車であること

※所有者が割賦(ローン)購入にともなう所有権留保の場合は、使用者が
身体障がい者であること

○障がいのある方が18歳未満の障がい児、又は知的障がい者、精神障がい者の場合は、
その障がいのある方と生計を同じくする方が所有する自動車であること

○家族運転・介護者運転の場合は、障がいある方のために、日常的、継続的に通院や
通学等の一定の条件のもとに使用する自動車が対象となります

申請方法

【軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)】

・ご本人運転の場合

①印鑑 ②運転免許証 ③自動車検査証(車検証) ④納税通知書 ⑤身体障害者手帳

・家族運転、介護者運転の場合

上記①～④、⑤該当する障害者手帳

⑥使用目的を証するもの[通学・通院証明書(回数明記のもの)等]

※その年の4月1日以降に発行されたものが有効

⑦住民票謄本(自動車税(種別割)の減免を申請する場合のみ)

注 意 点

○軽自動車税(種別割)の減免は、その年の4月1日の時点で、車の所有者が障がい者の認定
を受けていることが条件です

○自動車税については、随時(当該年度の2月末日まで)申請を受け付けています

○18歳未満の対象者のうち身体障害者手帳で減免申請をされている方が、18歳以上になっ
て減免申請をする場合、自動車の所有者を本人に変更するか、知的障がいがある方
については療育手帳を取得してからの申請になります

けいじどうしゃぜい かんきょうせいのうわり じどうしゃぜい かんきょうせいのうわり げんめん
軽自動車税(環境性能割)・自動車税(環境性能割)の減免

問合せ:自動車税事務所 山形分室(山形陸運支局内)

電 話:(023)686 - 5990

F A X:(023)686 - 4345

申請方法 対象範囲や申請に必要なものについては、上記の【軽自動車税・自動車税】に
準じます。詳細は購入時に、ディーラーや販売店等にお問い合わせ下さい

ようそうぐ いりょうひこうじょ ストマ用装具の医療費控除

問合せ:米沢税務署

電話:22 - 6320

内 容 ストマ用装具を購入した際の費用について、医師が証明書を発行した場合、
医療費控除の対象となります

※『ストマ用装具使用証明書』の様式については、国税庁ホームページまたは米沢税務署にあります

ゆう りし ひかぜい マル優など利子の非課税

問合せ:各金融機関

内 容 金融機関(銀行・郵便局等)に所定の手続をすることにより、
一定限度額(350万円)以内の預貯金の利子が非課税になります

対 象 者 ● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方
● 各種障がい年金受給者等 ※ 詳細は、各金融機関にお問い合わせください

ほうそうじゆしんりょう げんめん NHK放送受信料の減免

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係

電話:27 - 1850

内 容 障がい(児)者のいる世帯で、NHK放送受信料が減免される場合があります

対 象 者 【全額免除】

- 生活保護受給者
- 障がい者がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の場合

【半額免除】

- 世帯主が視覚障がいにより身体障がい者手帳を持つ者で、かつ 契約者の世帯
- 世帯主が聴覚障がいにより身体障がい者手帳を持つ者で、かつ 契約者の世帯
- 世帯主が身体障害者手帳1～2級(総合等級)で、かつ 契約者の世帯
- 世帯主が療育手帳 A で、かつ 契約者の世帯
- 世帯主が精神保健福祉手帳1級で、かつ 契約者の世帯

申請方法 該当する障害者手帳、印鑑をご持参の上、福祉課障がい福祉係で手続きしてください。福祉課にて「放送受信料免除(半額免除)証明書」を交付しますので、NHK の担当部署に郵送してください。

てんじゆうびんぶつとう ゆうびんりょうげんめん
点字郵便物等の郵便料減免

問合せ:南陽郵便局

電話:43 - 2034

内容 郵送料が無料になります。ただし、郵便物の表に「盲人用」と朱書きする必要があります

対象者 次の郵便物を出される方

- ①視覚障がい者用点字のみを内容とする郵便物
- ②視覚障がい者用の録音テープなどの録音物、又は、点字用紙を内容とする郵便物

利用方法 郵便局までお問い合わせください

むりょうばんごうあんない
NTT無料番号案内(ふれあい案内)

問合せ:NTT ふれあい案内

電話:(0120)104-174

内容 電話番号案内(104番)が無料になります

対象者 次のいずれかに該当する場合

- 身体障がい者手帳をお持ちで次のいずれかの障害がある方
 - ・ 視覚障がい1～6級
 - ・ 上肢機能障がい1、2級
 - ・ 体幹機能障がい1、2級
 - ・ 脳原性運動機能障がい1、2級
 - ・ 聴覚障がい2、3、4、6級 (それぞれ個別等級)
- 療育手帳 所持者
- 精神障害者保健福祉手帳 所持者

利用方法 事前に登録が必要になりますので、NTT までお問い合わせください

けいたいでんわしょうがいしゃわりびき
携帯電話障がい者割引

問合せ:各携帯電話会社・取扱店

内容 手帳をお持ちの方が携帯電話を使用する際、割引になる場合があります

利用方法 割引内容については各携帯電話会社により異なります

詳細は各携帯電話会社までお問い合わせください



こ う つ う 交通

<種別(身体障害者手帳のみ)>

第1種-交通機関の利用に介護者を要する者

第2種-単独で交通機関の利用が可能な者

りよかくうんちん わりびき JR旅客運賃の割引

問合せ:JR各駅の窓口

内 容 障がい者手帳をお持ちの方がJR線を利用する場合、運賃が割引になります

○ 割引率50%(乗車券のみ対象)

対 象 者 ● 身体障害者手帳 所持者

● 療育手帳 所持者

※ 次表の○印がついている箇所をご確認ください

乗 車 券 の 種 類		第1種身体障害者手帳 療育手帳A		第2種身体障害者手帳 療育手帳B		備 考
		本人	介護者	本人	介護者	
普 通 乗車券	片道100km以内	○	○			JRバスは、距離に 関係なく割引
	片道100km超	○	○	○		
定 期 乗車券	12歳以上	○	○			JRバスは、30% 割引(12歳未満の 小児定期乗車券は 割引なし)
	12歳未満		○		○	
回数乗車券(特急券を除く)		○	○			
急行券(特急券を除く)		○	○			

注 意 点 ・身体障害者手帳の1種・2種の種別は、手帳に表示されています

・第1種身体障害者手帳・療育手帳 A の方であっても

お一人で乗車する場合は、第2種身体障害者手帳・療育手帳 B と同じ割引内容が適用されます

・介護者は、障がい者1名に対して1名分のみ割引対象となります

利用方法 手帳をご持参の上、乗車券販売窓口でご相談ください

しょうがいしゃわりびき
JR障がい者割引(ジパング倶楽部特別会員制度)

問合せ:山形県身体障害者福祉協会

電話:023 - 686 - 3690

内 容 障害者手帳を提示して購入した乗車券が片道・往復・連続乗車券のいずれかで
201Km 以上あるとき2～3割引で特急券などを購入できます

対 象 者 身体障害者手帳をお持ちで 男性60歳、女性55歳以上の方
及び 第1種の身体障害者手帳所持者の介護者

年 会 費 1,400円

利用方法 福祉課でも申請可能です。登録まで少々期間を要するので、早めのお手続きを
お願いします

してつりょかくうんちんわりびき
私鉄旅客運賃割引

りょかくうんちんわりびき
フェリー旅客運賃割引

こうくううんちん わりびき
航空運賃の割引

問合せ:各事業者、各会社

各事業者によって割引内容が異なる場合がありますので、詳細は各事業者、各会社へ
直接お問合せ下さい

有料道路通行料金の割引

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係

電話:27 - 1850

内 容 有料道路を通行する場合、料金が50%割引になります。
利用の場合は事前の申請(福祉課またはオンライン)が必要です。

対 象 者 【障がい者ご本人が運転する場合】

- 身体障害者手帳をお持ちの方

【障がい者が同乗する場合】

- 第1種身体障害者手帳 又は 療育手帳 A をお持ちの方

対象自動車 ○事前に登録できるのは、障がい者の方お一人につき一台です。

ETC 通行できる自動車は、事前登録した1台に限ります。

○所有者が本人、配偶者、直系血族及び配偶者、兄弟姉妹及び配偶者又は同居の親族等

※割賦購入(ローン)や長期リースで利用している場合は使用者が上記の範囲にあること

○買い替えなどで使用する車が変わった場合は、登録自動車の変更が必要です

○事前に登録されていない自動車(知人の車やレンタカー等)でのご利用時にも、事前の申請と一定の要件のもとで障がい者割引の適用ができます。

○乗合タクシー、軽トラック、法人所有(使用)車などは割引対象外です

申請に必要なもの ● 申請書 … 用紙は福祉課にあります

〔 ETC 利用者のみオンラインでマイナンバーを利用した申請が可能です。
オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp> 〕

- 身体障害者手帳 又は 療育手帳

- 自動車検査証(車検証)

【あわせて ETC をご利用の方】

- ETC カード(原則障がい者ご本人名義)

- ETC 車載器セットアップ証明書(車載器の管理番号がわかるもの)

有効期限 申請日から数えて2回目の誕生日までが有効期限となり、順次、更新の手続きが必要です。更新は、2ヵ月前から手続き可能です

注 意 点 ・ETC 割引は、有料道路事業者への登録が必要になりますので、申し込みした日から2週間程度かかります

・「障害者割引」と「通常の ETC 割引」との重複割引はできません

・車両やETCカード等について登録している内容が変わった場合は、再度変更のための申請が必要となります

・未成年者で ETC 割引を受けている方が、18 歳になられた場合、ETC カードを本人の名義に変更する必要があります

バス運賃の割引

(山交バスについては) 問合せ:山形交通

電話:023 - 647 - 5171

(庄内交通については) 問合せ:庄内交通

電話:0235 - 22 - 2600

内 容 障がい(児)者や介護者がバスを利用する場合、運賃が割引になります

- 普通乗車券 50%割引

対 象 者 次のいずれかに該当する方とその介護者

- 身体障害者手帳 又は 療育手帳 をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方

※ 顔写真付きの手帳のみ適用

※ 精神障害者保健福祉手帳は等級や利用する路線などにより適用が異なりますので、ご利用の際はご確認ください

利用方法 乗車した際に、該当する手帳を提示してください

※ 上記以外のバスを利用される場合は、念のため割引内容をご確認ください

タクシー乗車料金の割引

問合せ:各事業者、各会社

内 容 タクシーを利用する場合、運賃が割引になります(ほぼ全国的に実施)

- 乗車料金 10%割引

対 象 者 次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳 又は 療育手帳 をお持ちの方

しんしんしょうがいしゃふくし けん
心身障害者福祉ハイヤー券

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係

電話:27 - 1850

- 内 容** 重度の障がい者がタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。
○ 初乗り料金の9割を助成する券を年間18枚発行します(10月から3月の申請の場合は9枚)。1回の乗車で1枚のみ利用可能です。

- 対 象 者** 次のいずれかに該当する方(障害者支援施設等に入所されている方は対象外です)
● 身体障害者手帳 上肢、下肢、体幹又は運動機能1～3級、視覚・聴覚・内部1～2級
● 療育手帳A
● 精神障害者保健福祉手帳1級

利用方法 乗車した際に、該当する手帳と助成券を提示してください。

申請方法 福祉課窓口で申請 (1 ページ:指定相談支援事業所3か所でも申請が可能です)

申請に必要なもの ●申請書…用紙は福祉課・指定相談支援事業所にあります ●各手帳

- 注 意 点** ○『タクシー乗車料金の割引(28ページ)』との併用が可能です
○ 助成券を使えるタクシー会社は限られています
(助成券と合わせて利用可能なタクシー会社の一覧をお渡ししています)
○ 年度ごとの発行です。毎年4月1日に刷新されます
前年度のものを繰り越しての使用はできません
○ お渡しできるのは、その年度で1冊です。再発行はいたしません
○ 年度途中で手帳の等級が変わり上記の**対象者**の要件を満たさなくなった場合
や対象者が死亡した場合は、残余の助成券を返却してください
○『自動車燃料費助成事業(下記)』との併用はできません

じどうしゃねんりょうひじよせいじぎょう
自動車燃料費助成事業

問合せ 及び 申請先:福祉課 障がい福祉係

電話:27 - 1850

- 内 容** 重度の障がい者に対する移動手段の助成として、自動車燃料費を助成します。
500円の券を年間12枚発行します(10月から3月の申請の場合は6枚)。
年度内の申請は1回のみです。

対 象 者 身体障害者手帳(上肢、下肢、体幹、または運動機能)の1～2級及び療育手帳Aを
所持する重複障がい者(障害者支援施設等に入所されている方は対象外です)

申請方法 福祉課窓口で申請

申請に必要なもの ●申請書…用紙は福祉課にあります ●身体障害者手帳 及び 療育手帳

利用方法 市内の利用可能な給油店で、利用時に、該当する手帳と燃料券を提示してください。
(燃料券と合わせて利用可能な給油店の一覧をお渡しします)

山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度

問合せ 及び 申請先:置賜総合支庁 地域保健福祉課

電話:26 - 6031

申請先:福祉課 障がい福祉係

電話:27 - 1850

内 容 県内の公共施設やスーパーマーケットなどに設けられている

身体障がい者等用駐車スペースに駐車する際の利用証を交付します

対 象 者 次の①～⑥のいずれかに該当する方

① 身体障がい者のうち歩行困難な方

(等級は個別等級)

身体障がい区分		等 級
視覚障がい		4級以上
聴覚・音声・言語・そしゃく機能障がい		該当なし
平衡機能障がい		5級以上
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
	脳原性上肢	2級以上
	脳原性移動	6級以上
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸障がい・肝臓		4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		4級以上

② 介護保険の要介護状態区分「要介護度1」以上

③ 療育手帳A

④ 特定疾患医療受給者(ただし、下記の病名の方を除く。)

再生不良性貧血、特発性血小板減少性紫斑病、潰瘍性大腸炎、天疱瘡、クローン病、難治性肝炎のうち劇症肝炎、モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)、特発性拡張型(うっ血型)心筋症、表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)、膿疱性乾癬、原発性胆汁性肝硬変、重症急性膵炎、原発性免疫不全症候群、網膜色素変性症、バット・キアリ症候群、特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)

⑤ 妊娠7ヶ月から産後1年の方。(ただし、産後については、乳児を同伴している場合に限り使用可能)

⑥ けがをしている方(病気の方を含む)

…車いすや杖等の使用期間で、医師の診断書発行日から最長1年間(更新可能)

申請方法 ①～⑥いずれかに該当することが分かる資料(障がい者手帳の写し等)を上記の置賜総合支庁地域保健福祉課までお持ち下さい

※ 本人以外の方が申請の場合は、運転免許証等の身分証明書が必要です

有効期間 ①～④に該当する方…交付要件に該当しなくなるまでの期間

⑤、⑥に該当する方…1年未満で必要な期間

ちゅうしゃきんしじょがいひょうしょう こうふ
駐車禁止除外標章の交付

問合せ 及び 申請先

○山形県警察本部 交通規制課

電 話:(023)626 - 0110(代表)

○南陽警察署 交通窓口

電 話:50 - 0110

内 容 身体障がい者等で歩行困難な方を対象に、山形県公安委員会が
 駐車禁止除外標章を発行します。本人が利用する車(タクシーを含む)に
 この標章を掲げておくと駐車禁止規制の対象から除外されます

対 象 者 次の①～⑤のいずれかに該当する方

① 身体障がい者のうち歩行困難な方

身体障がい区分		等 級
視覚障がい		1～3級及び4級の1
聴覚障がい		2級及び3級
音声・言語・そしゃく機能障がい		該当なし
平衡機能障がい		3級
肢体不自由	上肢	1級及び2級の1及び2級の2
	下肢	1～4級
	体幹	3級以上
	脳原性上肢	2級以上(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
	脳原性移動	2級以上
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		3級以上

② 戦傷病者のうち歩行困難な方

障がい区分	等 級
視覚・聴覚・平衡・体幹 機能障がい	特別項症から第四項症までの各項症
肢体不自由(上肢・下肢)・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障がい	特別項症から第三項症までの各項症

③ 療育手帳A

④ 精神保健福祉手帳1級

⑤ 色素性乾皮症患者(昼間に限る)

申請方法 ①～⑥いずれかに該当することが分かる資料(障がい者手帳の写し等)と
 印鑑を持って警察署でお手続きください

障がい(児)者の福祉ガイド

編集・発行 なんようし ふくしじむしょ 南陽市福祉事務所

しやくしょ1かい ふくしか しょう ふくしがかり
(市役所1階 福祉課 障がい福祉係)

〒999-2292 南陽市三間通436番地の1

電話:0238(27)1850

FAX:0238(40)3387

E-mail: fukushi5@city.nanyo.yamagata.jp